

(4) 国際船舶に係る特例措置の延長（登録免許税、固定資産税）

内 容

外航海運における国際競争力の強化及び日本籍船の安定的確保のため、国際船舶に係る特例措置の適用期限を延長する。

登録免許税：1.5 / 1000 [現行1 / 1000]

（所有権保存登記、抵当権設定登記）2年延長

固定資産税：課税標準1 / 15 5年延長

- ・日本船舶の減少を踏まえた対応措置として、国際海上輸送の確保上重要な日本籍船を国際船舶と位置づけ、各種施策を講じているところ（96年10月発足）

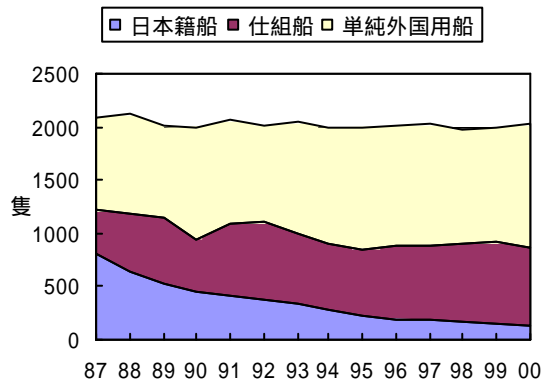
外国資格の受有者に対する承認制度

（平成11年5月～）

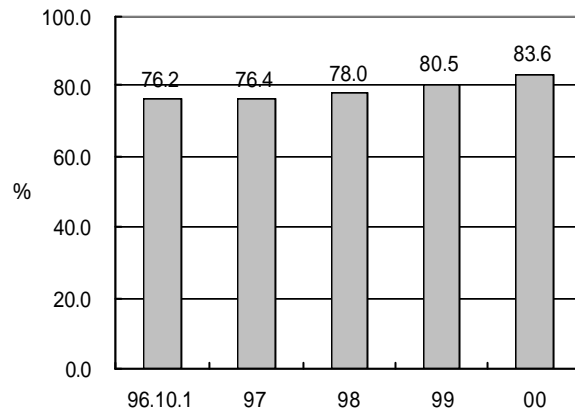
外国（STCW条約締約国）において船舶職員免状を取得した者を国土交通大臣の承認により日本船舶の船舶職員として受け入れる。

外国資格受有者の就業範囲

日本商船隊の隻数の推移



日本籍船に占める国際船舶の隻数割合



（注）グラフはそれぞれ各年年央（6月末現在）の数値である。